#### 議案第100号

飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年6月11日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

### 提案理由

飛騨市カフェテリア白木ケ峰の駐車場にRVパークを設けるための改正

# 飛驒市観光施設条例の一部を改正する条例

飛驒市観光施設条例(平成17年飛驒市条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表飛驒市カフェテリア白木ケ峰の部を次のように改める。

が 衣 形 輝 中 ガ ノ エ ノ グ ノ 白 木 ク 峰 の 前 を 扒 の よ フ に 以 め る。								
飛	飛	休館日等		使用料				
驒	驒	休館日 木曜		利用の区分	単位	料金(円)	備考	
市	市	日		貸部屋	1部屋1回	51, 420		
カ	宮	開館時間等		RVパーク	1区画1回	1, 500	1 回	
フ	JII	利用時間 午					は、24	
工	町	前10時から午後					時間	
テ	杉	10時まで					以内	
IJ	原	ただし、RV					とす	
ア	110	パークの利用時					る。	
白	番	間については、						
木	地	午前0時から午						
ケ		後12時までとす						
峰		る。						

附則

この条例は、公布の日から施行する。

### 飛騨市観光施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現行									改正案									
本則	本則・附則 略							本則	本則・附則 略									
別表	別表(第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)							別表	別表(第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)									
名	位置	休館日等	使用料						位置	休館日等	使用料							
称		及び開館						称		及び開館								
		時間等								時間等								
飛騨	飛騨市観光案内所の部〜飛騨市アゴラ広場の部 略						飛馬	飛騨市観光案内所の部~飛騨市アゴラ広場の部 略										
飛	飛騨	休館日等	使用料						飛騨	休館日等	使用料							
騨	市宮	休館日							市宮	休館日								
市	川町	木曜日		利用の	単位	料金(円)	備考	市	川町	木曜日		利用の	単位	料金 (円)	備考			
カ	杉原	開館時間		区分				カ	杉原	開館時間		区分						
フ	110番	等		貸部屋	1部屋	51, 420		フ	110番	等		貸部屋	1部屋	51, 420				
エ	地	利用時			1回			エ	地	利用時			1回					
テ		間午前						テ		間 午前		R Vパ	1区画	<u>1,500</u>	1回は、24			
IJ		10時から						IJ		10時から		<u>ーク</u>	1回		時間以内と			
ア		午後10時						ア		午後10時					<u>する。</u>			
白		まで						白		まで								
木								木		ただし、								
ケ								ケ		<u>R Vパー</u>								
峰								峰		<u>クの利用</u>								
										時間につ								
										いては、								

資料

	<u>午前 0</u> 時から 午後12 時まで とする。					
以下略	以下略					

## 飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例(案)要旨

- 1 改正の趣旨
  - 飛騨市カフェテリア白木ケ峰の駐車場にRVパークを設けるための改正
- 2 改正の内容

施設の利用時間及び使用料等を規定するもの

3 施行日 公布の日